

(議事録)

土屋部会長 おはようございます。それでは、ただいまから第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

 本日の出席委員の状況につきまして、事務局からお願いいたします。

室長補佐 出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

土屋部会長 本専門部会の出席状況は、ただいま報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

 また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は近藤委員、使用者側は並木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

 次に、配付資料の確認と説明を事務局からお願いします。

賃金指導官 配付資料の確認と、併せて説明をさせていただきます。

 資料No.1は、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の内訳となっております。これは改正の申出の際に、労働者側から提出された資料でございますが、企業の情報でございますので、組合名と適用労働者数を削除した形で提出させていただいております。こちらの月額金額を1か月の所定労働時間で割ったものが時間額となっておりますが、書かれている金額につきましては端数を切り上げたものが掲載されております。

 続きまして、資料No.2は賃金についての調査をさせていただいたときの引上げ額、引上げ率、影響率の調査でございます。最低賃金に関する基礎調査でございます。6月1日現在の製造業でございますので、事業所規模100人未満の今回の特定賃金に関する基幹的労働者について、労働者数で復元したものでございます。この954円、現行の特定最低賃金額でも影響率10.9%、我々は未満率と呼んでございますが、影響があるというものでございます。これは早見表でございますので、総括表と異なりまして、その金額で1円引くとかすることなく、そのまま見ていただくと影響率が分かるものとなっております。

 続きまして、資料No.3は埼玉県の最低賃金という横表でございますが、10月1日から、電子部品・デバイスなどの特定最低賃金2つが埼玉県最低賃金を下回ることになったので、このような表現させて

いただいておりますが、この時点で既に必要性ありとの審議をいただいておりますので、特定最低賃金がなくなったように見えないために、改定が予定されていると、適用されますということで入れさせていただいております。

資料の説明は以上ですが、過不足等がございましたらお知らせください。

土屋部会長 ただいまの事務局の御説明につきまして、何か御質問等がありますか。どうぞ。

佐野委員 No.1の見方を教えていただきたいのですが、1から21はそれぞれの会社という理解でよろしいですか。

賃金指導官 組合ということでございます。

佐野委員 そうしますと時間額と昨年の時間額をざっと見ていきますと、昨年の時間額より今年の時間額のほうが低くなっているというのはどんな理由なのでしょう。

賃金指導官 組合様から、よろしいでしょうか。

近藤委員 では、ただいまの補足説明させていただきます。我々から出させていただいた31組合の協定書についてですが、まず月額平均で言いますと、昨年度より452円アップしている状況です。ただし1か月の所定労働時間平均が、カレンダーの影響で0.4時間増えていることがありまして、結果、時給額としては昨年と同じ1,065円になったということでございます。

今、電機連合として500円の基準内最低賃金の改善闘争が行われて、ほぼそれに沿った形での結果とはなっておりますが、カレンダーの結果で、時給で見ると昨年と同じになったというのがNo.1の資料の説明になるかと思っております。

佐野委員 私が気になったのは、例えば2番を見ていただくと、時間額が1,059円なのに去年が1,067円で、むしろ下がってしまっているのでしょうか。

近藤委員 ここは1か月の所定労働時間が1.2時間増えています。

佐野委員 これはもう決めでそうってしまったのですか。

近藤委員 カレンダーの関係とあれですね。完全にそれぞれ労使協定で、休日とか祝日の扱いとかは労使協定で決めているんです。

佐野委員 同じベースではない数字も入ってしまっているわけですね。

近藤委員 ここは毎年変わります。

佐野委員 実態からすると下がってはいないという理解でよろしいですか。

近藤委員 もちろん月額では上がっているような形にはなっています。

佐野委員 下がってしまっているのはなぜかというのが一番気になったので。参考までに去年の時間ベースのものも出していただくとか、少なくとも下がっていないことがわかる資料があるといいですね。来年からで結構ですが。そういうことなんですね。

近藤委員 なので来年はカレンダーの関係で、何もしなくても上がるというものもあるかもしれないです。

佐野委員 ありがとうございます。

土屋部会長 ほかにはこの資料につきまして、何か御質問等がありますか。よろしいですか。どうぞ。

佐野委員 もう一つ聞いていいですか。一応、協定の最低金額は幾らでしょうか。

近藤委員 991円です。

佐野委員 ありがとうございます。

土屋部会長 17番の時間額ですね。ほかにはよろしいですか。
それでは、参考までにこの電子部品等の部会につきまして、もし他局の答申状況が分かりましたら、事務局から教えてください。

室長補佐 昨日、大阪局が28円アップで994円、全会一致となりました。最低賃金審議会令6条5項の規定により、部会決定をもって審議会の決定となっております。以上です。

土屋部会長 ということだそうです。

それでは、議題1に入りたいと思います。埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の改正決定についてであります。本日は部会長報告をまとめることを予定していますので、円滑な審議に格段の御配慮をいただければと思います。

本日の協議形式ですが、昨年度と同様の形で全体協議からスタートしまして、その後、必要であれば個別協議に移行して行くということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋部会長

それでは、全体協議から始めたいと思います。まず、労働者側委員からお願いいたします。

近藤委員

それでは、労側の主張を行わせていただきたいと思います。まず、労側として捉えております取り巻く環境となりますが、もちろん日本全体の経済で考えますと、依然コロナ禍という中で厳しい基調が続いていると認識しておりますが、ただ一方で、鉱工業指数等の数字を見てみても、電機関係の産業においては非常に回復が見られてきておりまして、とりわけ昨年5月、緊急事態宣言が発令されて自動車産業を中心に大きく落ち込んだときは、もちろん電子・電機関係も落ち込んでおりますが、それ以降は自動車工業の持ち直し、またテレワーク等の需要等もあり、電機産業については大きな回復をしてきていると認識しているところでございます。

鉱工業指数等を確認しても、例えば電子部品・デバイスで言うと、前年同期比で30.9ポイントの回復が見えておりますし、情報通信機械で見ても49.4ポイントといった形で大きな回復、むしろコロナ以前よりも鉱工業指数の数字等は好調といった結果を出しておりますし、電機加重平均それぞれのウエートを加味した平均を見ても、昨年度と31.3ポイントの改善といった形になっているかと思っております。

そのような中で基本的な考え方となりますが、当然、特定最低賃金というのは基幹的労働者の最低賃金を定めるものでありまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であると考えているところでございます。とりわけ電機産業においてマクロベースで確認しますと、労働時間当たりの付加価値が全産業に比べて約40%、製造業だけで見ても約30%上回っていることから、地域別最賃よりも高い水準であるべき産業と考えているところでございます。

続いてもう一つ、電機産業、電機連合においては毎年春闘行っておりますが、そちらの結果でお伝えさせていただきますと、中小組合を

中心としまして、月給16万4,500円といった形での産業別最低賃金が水準として、到達目標として設定され、春闘が行われ、ほとんどの組合でこちらの準拠基準も目指して取組を行っております。その16万4,500円について時給換算すると、今、1,061円を準拠基準といった形で見させていただいているところでございます。

具体的な主張となりますが、今現在我々が出させていただいております協定書の最低額が991円であるといったところから、一日も早くこの991円に絶対額として近づけることが、未組織労働者への波及、公正競争の確保、人材確保の観点からも必要だと考えているところでございます。

また一方、昨年度、鉱工業指数等は下がっておりますが、当然春闘では上げが行われておりまして、ただ昨年度の特定最低賃金においてはそれぞれ労使側の主張を踏まえ、真摯な審議の下、プラス3円という結果になっております。0.32%です。ただ一方、春闘では1.9%の上げが図られておりまして、組織労働者、未組織労働者間での賃金格差が広がっているといった状況でございます。現状、電機関係の経営状況は非常に大きく回復してきておりますので、昨年度の分も含めて、労使交渉の補完、格差の訂正、公正競争の確保といった面からも、昨年度の結果も踏まえた審議が必要であると考えているところでございます。

主張する具体的な改正金額となりますが、春闘の2年分の結果を重視して主張していきたいと思っております。まず春闘の全産業の平均結果を用いまして、2020年度分としまして、昨年度の特定最低賃金の金額である951円に1.9%を掛けた18.09円、2021年度分としまして、953円に1.78%を掛けた16.98円。この18.09円と16.98円の2つを足した35.07円から、昨年度、特賃の引上げでありました3円を引いた32円を本年度の改正金額として主張したいと思っております。

労側からの主張は以上となります。よろしくお願いいたします。

土屋部会長

今、近藤委員から労側の御主張をいただきましたが、何か確認しておきたいことはありますか。

よろしいですか。

続きまして使側から、並木委員からお願いします。

並木委員

まず今回、電子部品等の特定最賃を決める上で、地域最賃が28円上がったということは無視できないと我々は認識しております。それと、我々としては事業継続と、引き続く雇用の確保が最優先と考えております。一部労側と少し認識が違うのは、平均に関しての読みです。確かに鉱工業指数等は緩やかに上がってきているのは、我々も同

じ数字を見ているので確認はできるのですが、K字回復という中で、裾野の広い電子部品関係については差が大きくなってきているのかと考えております。コロナの影響しかり、あとは昨今、この数か月話題になっています半導体不足による生産調整、計画未達の企業が上期から出始めているという状況で、この先もブレーキがかかるのではないかと我々は想定しております。

そういう中、過去の引上げ率、影響率等も分析させていただいた上で、前回、我々はディスカッションの中で16という数字を出させていただいたのですが、そうはいえ先日の近藤さん等の御説明もあり、協議した結果、影響率から引き出して、21円のアップが我々のお願する金額でございます。我々からは以上です。

土屋部会長

今、使側委員から御説明がありましたが、何か確認しておきたいこととかはありますか。

それでは私から。21円について、影響率からその数字を出されたというお話を最後にされていたかと思うんですけども、もう少し具体的に教えていただければ。

並木委員

我々の電子部品・デバイス・電子回路の賃上げに対する影響率が他部門に比べると高いと。非常に高いんです。ダブルスコアで高いということで、賃上げに対しては非常に慎重であるべきであると考えております。そういう中で過去の景気動向、景気のいいとき、悪いときの賃上げ水準を見た中でも、過去20%弱がマックスで来ている中、この経済環境があまり以前ほどよくない中、それ以上の賃上げは物理的に無理であろうということで、19.9%である21円を我々の一つの結論としております。

佐野委員

よろしいですか。今の御説明ありがとうございました。

私も、他の部会等で見ますとこの業種が異常に影響率が高いんです。これはどんな理由なのかと。例えばあまり零細なので、もう上げる意思がないのか、それとも経営的に上部の取引先になかなか値上げが浸透していないのか、背景はどんなところにあるのか、分かれば教えていただきたいです。

並木委員

これは我々も同じく今、議論しているのが、まず1つは最低賃金、もしくは最低賃金を下回るという言い方はいけないんでしょうね、働いている方が非常に多いのは事実だと思います。よって、賃上げをすることによって影響率が高いとか、我々も正直、この電子部品だけいつも注目していたのですが、今回ほかの業種を見させていただくと、7とか3とかびっくりするぐらい影響率が低いというので、我々の想

定では、最低賃金で従事されている裾野の方、二次産業、三次産業、下請で多いのかと判断しております。それと価格転嫁がなかなかできていないというのも、今、新聞等でも報道されていますけれども、事実であるとは認識しています。

近藤委員

よろしいですか。先ほど影響率の件について、まず電機産業プラス0円の時点で影響率が10.9%ありまして、そういった意味からこのアンケートに回答いただいた企業の中で、電機の特定最賃が適用されるという認識がない企業も多く含まれているのではないかと認識しております。もう一方で、今回、必要性ありという認識をいただいておりますので、プラス3円、既に15.8%の影響率が、そういった意味だと、0円でもう既に影響率があるところを踏まえると15.8円、18%となっております。そこから見れば、引き上げしても他産業と比較して大きな引上げ率になるわけではないというのも、見方としてあるのかとは捉えているところです。以上です。

土屋部会長

それでは、労働者側、使用者側、それぞれ金額も含めて御主張いただきましたので、全体協議の場で、ほかに労側と使側で御意見を闘わせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

並木委員

よろしいですか。これは全て否定するものではないですが、近藤委員から出ている去年分と今年分の合算という考え方は、我々としては、「はい」とは言えないというのが正直なところです。去年は去年で真摯な協議をした上で経済状況を見た中で、いろいろな状況の中でいろいろな事情があったのでしょうけれども決めた中で、去年は上がらなかったのも、これだけだったはずなので、今回と足してというのは、それを続けてしまうとずっと上げないと、ある日突然ガッとポイントをためていくようなイメージにもなってしまうので、我々としては、前回分、今回分というのは受け入れられないというのが正直なところです。

近藤委員

我々、労側が主張している合算についてですが、とりわけ去年、地賃が3円、2円という非常に低い額になったというのを踏まえて、本年の地賃の審議の中でも、昨年度の状況もある程度考慮した上で、28円という引上げを決めたような経緯があったかと認識しております。そういったことから、電機産業においても同様の考え方で考えていきたいと思っておりますし、先ほど考え方で述べさせていただいたとおり、春闘結果を見ると引き上がっているところ、引き上がっていないところが大きく分かれておりまして、とりわけ非正規とかいった特定最賃が適用されるべき労働者の多くが低位にとどまってしまっ

いることから、公正競争の観点からも、ここは是正していかないといけないポイントであるとは強く感じているところでございます。

土屋部会長 ほかに御発言、どうでしょうか。労働者側の霜垣委員、西牧委員はいかがでしょうか。

霜垣委員 先ほど近藤さんが言われている内容がベースにはなるのですが、昨年の地賃の決定の場でも、昨年のコロナの影響を加味して判断すべきという話もあった中での合意だと思っていましたので、昨年のコロナの影響を踏まえるところは尊重しなければいけないのかと考えている部分もあります。なので、並木さんが言われたように単年度でというところは、基本的な考え方としては当然だと思うのですが、昨年と今年という2年に関しては、通常のこういう交渉の場というよりは、昨年の影響を踏まえた上で、令和3年度という部分を考えなければいけないというのは、影響を無視できるところではないのかと考えていますので、そこをどういうふうに捉えるかということになるとは思っています。

土屋部会長 西牧委員はいかがでしょうか。

西牧委員 私は昨年は出ていないのですが、昨年の3円は状況からすると厳しかったのかもしれないですけども、異常とは言いませんが状況的にはかなり低いものであって、本来であればもう少し出て当然な、春闘の結果も含めてなっていると思います。単年度は確かに単年度で間違いないと思うのですが、地賃の決定の際にも、前年度の経過も踏まえて28円という答えになっていますので、その辺は考慮していただけたほうが間違いないかと考えています。

土屋部会長 使用者側委員から、ほかに何か御発言等がありますか。どうぞ。

布川委員 景気の回復の観点ですが、景気の回復でも鉱工業指数などが上がっているというのは全て昨年対比ですので、昨年の経済が停滞した数字と比べて今年は改善していると私は捉えていますので、コロナの影響を踏まえての論議になるのであれば、昨年は大きく落ち込んだ数字をベースにした景気回復でいい数字が出ているということも加味しなければいけないのかと考えます。

土屋部会長 一昨年度と比べるとどんな状況ですか。

近藤委員 季節調整値で見ますと今年の電機関係、そのウェートを考慮した鉱

工業指数は106.5、110.7というのがこの第2四半期の数字となっておりまして、第2四半期が110.7という数字を出したのは、過去から見ても非常に高い数字となっているのが事実でございまして、例えるなら、昨年度で言うと79.4と布川委員がおっしゃるとおり低い数字でしたが、その一昨年前、コロナの影響がないときでも103.3%、もう1年前に戻っても102.6、その1個前も101.1で、コロナ以前から比較しても10%以上アップしているというのが今年、今の鉱工業指数の数字でございます。

土屋部会長 布川委員は何かありますか。

布川委員 特にありません。

土屋部会長 白川委員は何かありますか。

白川委員 細かい数字の算定となる根拠については私のほうでは控えておきたいと思いますが、大手の業種、大手の製造業の中で、昨年末以降、経済状況は大きく好転しているということは確かだと思います。中小企業の中でお話を伺ってみますと、業種に対象となる分野によって非常に大きな格差が出ていると。例えば東南アジア向けの食品系の加工装置や事務機器関係、こちら辺は東南アジアがコロナの関係で輸出が激減なのだそうです。輸出は中国に対する半導体関係の装置は絶好調だと思うんですけども、東南アジアは全滅状態だという企業もあるんだと。格差が非常に広がっているという感じがいたします。そういうことがありますのでできるだけ、法的にも制約のある最低賃金はそういう底辺の企業、中小企業も含めた形でぜひ数字を決めていただくという方向で、労側にも御配慮いただきたいと考えております。

また、昨年、一昨年も私はこの委員会に出ましたけれども、前年分を上乗せして、加味してということはほとんど記憶にないんです。ですから、今後とも前年分も上乗せしてということをやりと始めると、毎年委員が変わるという状況の中で、今年それ認めるというのは難しいのではなかろうかと。また、来年の方々にもありますけれども、そのところを納得するのは難しいというような感じを受けております。私からは以上です。

佐野委員 付け加えさせていただきたいんです。今の前年度分との議論で、私も長いものですからお話ししておきたいと思っておりますけれども、安倍政権ができるまでは、地賃と特定最賃の考え方はあまりずれていなかったんです。だから前年度の持ち越しはあまりなかったんですけども、安倍政権下では、正直言って政策的な金額が入っていました。

特定最賃についてはそういうものはあまり入れていなかったもので、正直言って、実際はそれらは低かったです。問題は去年と今年です。去年は、本来ならば過去のケースで言ったら十何円で上がったんです。それが地賃を抑えたために、逆に特定最賃は異常な金額になってしまったと思います。現実にはこちらは1000円だと。政府が今年は28円というのは恐らく安倍政権の金額を意識し、いつ頃だったのでしょうか、1000円と言っていましたので、去年の金額が絞り過ぎだなと考えたかなと思っております。去年絞ったというのは、中賃で先行きが非常に暗いということでやったと思うのですが、そういうものが含まれていると。

だから、私は過去と比べると、はっきり言えば去年の考え方が異常だったと思っています。今年も異常です。この2年間についてはですね。だから従来の発想を取っていると、逆にそれにこだわるとおかしい結果になるというのを言いたいんです。ですから、正常なものになれば、過去、前年のものは引きずらないというのは当たり前ですけども、そういうことを踏まえて御議論していただきたいと思うんです。だから、もし中賃の金額にも何にも縛られないなら、私も地賃の会長として、少なくとも10円以上の金額は去年もお願いしたかもしれないです。

もう一つ加えて言いますと、特定最賃の審議の時期がずれてしまっているんです。いろいろな企業の数字だと去年は1.何%、8%とか何とかいろいろ出ていますけれども、それは全体を踏まえて、コロナがあまり深刻にならないころだったから高かったと。ところが、実際こういう特定最賃の議論だと、半年後になってからもっと余計に見方が悲観的になってしまっている。むしろ私が不思議なのは、去年の率よりも今年の賃上げのほうが大体低いとは思っているのですが、だけどそれぐらいの数字を払っているのはどういうことかと思ひながら、資料を見させていただいたんです。だからネットでは、特定な会社かもしれないけれどもあまり影響を受けていないと。私は労組の方寄りじゃないかと御指摘あったら甘んじて受けますけれども、ほかの方たちがやっていて、この特賃の人が3円では気の毒だと去年は思いました。ただ、地域最賃が2円だから今年は我慢してもらったほうがいいのではないかと考えながら、去年もここに参加させていただいていたんです。

感想と過去の特定最賃と地賃との関係を説明させていただきたいと思ひまして、時間をいただきました。ありがとうございます。

土屋部会長

ほかに労使それぞれの委員から、何か御発言はありますか。どうぞ。

近藤委員

参考という形の御紹介になりますが、前回の第1回合同専門部会の

際に配付された資料の16番に、連合発表の春闘結果が出ておりますが、こちらの100人以下の企業での春闘の引上げベースを見ても、2021年で1.65%、2020年で1.76%と決して低くない数字での改善が行われていますのでそちらもぜひ。そういったばらつきが多いのはもう間違いを感じるころではございますが、全体感で見ると、こういった結果にもなっているということも踏まえて、審議ができればと思っているところでございます。以上です。

土屋部会長

ほかにはいかがでしょうか。

並木委員

電子部品等、我々の業種は、ほかの輸送機器とか自動車小売と違ってまちまち、裾野というか業態、作っているものによっても随分差が出ているのかと。非常に景気のいいところ、佐野委員がおっしゃるとおり、また近藤さんがおっしゃるとおり、景気のいいところと悪いところの差をどう見て、その下、悪いところに対してどこまで頑張れるかというところが非常にポイントかと思っています。景気の読み等については、本当に先ほどの繰り返しになりますけれども、半導体不足がどこまで影響が大きくなるのかというのはまだ正直見えないところですが、今それでいろいろな取組をしていますけれども、今期に与える影響がどこまで出るのかは分からないところですが、そのK字の下のところをどう見るか、どこまで耐えられるかというのが、多分、今年の一つのポイントかと私自身は思っております。

霜垣委員

今、雇用の面とかいった点で中小に対しての厳しさという部分については十分理解しているところもあるのですが、ちょうど今回、うちの社内でパート従業員を雇用しているところの方々にヒアリングをかけました。実際に弊社だとパートで働いている方については、特定最賃を適用してやってはいるんですけれども、その中で過去から長いこと働いてくれているパート従業員の方、うちのパートだとハンダづけであったり製品組立てといった業種と、あとは製品の梱包出荷作業でパートをよく使っているんです。長期間働いてくれている女性の方は、淡々と継続的に働いてくれているという実態があるのですが、この数年で新規に雇用した、特に男性のパートの方なんかは、今の電機の最賃で雇用していると、仕事の割に時給が低いという意見を言って、会社を辞めて別のところに行ってしまうという実態があって、なのでうちの会社の状況だと、今の最賃の水準だとパート従業員の定着率が悪いという意見をもらってきました。

そういった点から考えても、今の電機、電子部品の最低賃金の水準というのは、他産別と比較して若干見劣りがするという捉え方を実際に働いている方は持っているんだろうなという感想を今回持っていま

す。そういった点も含めて、特定最賃という水準の考え方というのは、現場感からすると魅力のある水準は必要なのかと実際に感じたところです。以上です。

近藤委員

私からも。労側の主張についての補足になるのですが、例年、確かに今はばらつきが大きくて、下の企業をどこまで見るかというところも、特に影響率とかもそうですが、十分に考慮していく必要があるとは思っています。ただ、下を見続けると上げができないというのも事実で、そういったところから特定最賃の審議においては、過去実績を見ると、鉱工業指数とかいった数字を基に審議してきたという、平均値を使って審議してきたというのが経緯かと思っているところが1つ。

あともう一つですが、昨年度、そういった意味で地賃の影響を考えず、特賃についても鉱工業指数等を使って審議した結果と今年の結果を単純に足して32円というわけではなくて、それよりも去年の経緯も十分に踏まえて抑えたという言い方は変ですが、つまり32円というのは、あくまでも今年の28円も当然見ながら主張している金額だということは考え方として入れてありますので、御理解いただければと思っているところでございます。以上です。

霜垣委員

先ほどのパートの件で補足ですけれども、定着率が悪いという話をさせていただきましたが、そうやってパートさんの定着率が悪いということは、新しくまた入ってきた方に対して教育をやらなければいけないということで、現場からはそうやって人の入替えが多いと、新しく入った人への教育の工数負担が大きくて、できれば定着率を上げてくれという意見は組合にもありますし、会社にも定着率を上げる工夫を絶対やってくれというのは常に出てくる話です。

定着率がよければちゃんと働いてくれるので、教育した結果が業績にも結びつきますし、そういった安定的な雇用にもつながっているんですけれども、人の入替えが激しいと、その教育工数であったりといった負担が、現場の今の状況は高まっているんだという意見はもらっています。補足でした。

佐野委員

霜垣委員さんにお聞きしたいんですけれども、会社の個別のところでおっしゃっていましたが、先ほどパートの方たちは特賃の金額にっていて、それが弊害になっているという御説明だったんですけれども、それだったらこの金額を使わないでもっと高い金額で雇えばいいんじゃないかと私は思うのですが、例えば1,000円とか。でも、会社になんかそれをしない理由が何かあるのでしょうか。

霜垣委員

問題点というのは、そうやって高い時給で募集をかけてしまうと、それ以前から働いている方の時給をどう扱うかというのが問題になって、長期間働いてくれているパートさんもちょうど時給の昇給はさせているのですが、それを900円で働いている人をいきなり950円に上げるとか、だから1,000円で新規採用するので、1,000円まで上げますというのはなかなかやれないので、そうなってくると特定最賃の水準で募集をかけざるを得ない。今、現状働いているパートさんとの時給のバランスで、いきなり急に高い水準での募集がかけられないというのが実態と感じています。

佐野委員

そうすると、例えば仮定の話ですけれども、今回30円上がりましたといったら過去の人たちは30円上がるということなのですか。

霜垣委員

最賃ですから上がります。だから企業側からすれば費用負担、コスト負担になるのは、そこはもう十分理解はしていますけれども、先ほど言われたみたいに時給1,200円で募集をかければみんな働いてくれるじゃないかという思いはあるのですが、全く新規だったらいいんですけれども、既存の人に対する扱いも配慮しなければいけないので、なかなか難しい点があるといったところです。

佐野委員

企業側にとっては、今のお話だと単純にこれだけではなくて、逆に言えば、パートタイム労働者だと対象人数が結構多くなるということですね。

土屋部会長

ほかはどうでしょうか。

この後、個別協議ということにいたしましょうか。現時点というか、先ほどの御主張では労側が32円、使側が21円ということで、金額的にはかなり開きがあります。御承知のように、この特定最低賃金は労使のイニシアチブによって決めるという性格のもので、お互い一致点を見いだすように、それぞれ努力していただければと思います。

まず労側から始めたいと思いますので、使側の委員の皆さんに控室等をお伝えください。

(個別協議)

(再開)

土屋部会長

使用者側とのさきの個別協議の結果の影響率、未満率を基とした24円という引上げ額については、先ほど労働者側にお伝えしました。労働者側としては具体的な金額として、28円を考えているというこ

とを先ほどお聞きしました。２８円と２４円と今の時点でこうなっているわけですが、我々、公益が仲介してそれぞれ伝言するというのもあれなので、全体協議を再開させてもらって、お互い御議論いただくのがよいかと思ひまして、そのようにさせていただければと思います。

どちらからでも結構ですが、労側から。

近藤委員

まず具体的な金額の２４円については、昨年度の論議も踏まえての数字だという話もお聞きしました。ベースとしまして、今、その経緯と影響率での２４円ということですが、例えば鉱工業指数とか例年の考えだけで言えば幾らなのか、こういった数字を使って今の金額を出されているのかという、まずは根拠を教えてくださいというのが１つ。あと影響率、今日の資料No.2を見ますと、２０％に行かない、違うか。２０％でとどめるための２１円でございますが、御存じのとおり、この影響率はあくまでもアンケートで１,５００人の回答から出しているものでありまして、そのデータというところもありますが、逆に例えば３０円になると２１.３円、３％とかになるのですが、その差が１％、この１％の大きさをどう捉えられるのですかという。あまり大きな影響には及ばないのではないか。それであれば、そういったほかの意味合いを重視して金額を決めていくのがいいのではないかというのが、まず思っているところです。

あともう一つ、価格転嫁についてのお話もいただいておりますが、ただ、各工業会が取組でされているとおり、今、価格転嫁をしよう、していけるようにしていこうという流れが間違いなく、行政からもあるかと思っておりますが、そういった意味からも今回、特定最低賃金を価格転嫁につなげるためのメッセージ等を含めて行っていく必要があるのではないかと労側では考えております。まずは以上です。

土屋部会長

御質問もありましたので、お答えいただければと思います。

並木委員

従来 of 埼玉県の使側の計算式で言うと、前回も申し上げたかもしれませんが、電子部品に関しては、ミニマム１６から２５の数字は鉱工業指数を使って出ております。ただし今朝、冒頭から申し上げたとおり、何度も繰り返しになりますけれども、２８円 of 目安金額を踏まえた上で、今年 of 今の景気動向と影響率、その他、過去の比率と過去の影響率等を踏まえて、我々は冒頭２１円と申し上げて、先ほど２４円というお話をさせていただいております。

影響率について１％はあまり影響がないのではないかと言われると、正直私も分かりません。この１％が、２０％が２１％になってどれくらい影響があるのかは正直分からないですが、事務局からいただいた

過去10年間のデータを見ると、景気のいいときを含めてマックス20.1%の影響率で妥結しているところから見ると、20.1%以上は過去に経験したことがないというのは一つ言えるので、何とか我々としては、20.1%の影響率を目安に、引上げ率24円をお願いしたいと思っています。それが1%上がっても大して変わらないんじゃないか、ほかのを使われたらどうなのと言われてもそれは正しいかもしれないですが、少なくともこれで今まで判断している一つの指標にされているのは間違いないので、本当に影響率10.0円でも10.9%、恐らく最低賃金以下で働かれている方がいるのも事実です。そういう方たち、我々の電子部品・デバイス等の労働環境の中で、もし最低賃金以下で働いている方がいるのであれば、それは絶対あり得ないことですが、少なからずほかの分野、ほかの業種に比べると裾野が広く、労使双方にとっても影響率が高いのかと考えています。

小さい会社でこれを上げることによって事業が継続できなくなったり、雇用の継続ができなくなるという影響率がどれだけあるのかを私は申し上げられないですが、去年も踏まえた上で、従来の影響率も踏まえて20.1は大事にしていきたいと我々、使側が考えているというのは事実です。以上です。

土屋部会長 あとは御自由にお話しいただければと思います。

並木委員 そういう意味では去年が異常事態だったことも踏まえた上で、我々もこの24という数字を出していたのをぜひ御理解いただきたいと個人的には思っております。全く無視して今年は今年という形で判断しているのではないというのを、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

近藤委員 例えば去年、鉱工業指数ベースでいくと幾らぐらいになったのかというのがもし分かるようであれば。こちらでそういった論議もありまして。

並木委員 去年か。

土屋部会長 自分が持っているので言うと19円だそうです。

並木委員 マックスですか、ミニマム？

土屋部会長 19円としか書いていないので。

並木委員 昨年もこの計算式でプラスになっていたんですね。

土屋部会長

あの計算式は鉱工業生産指数が下がってもプラスになるというもので前年度の引上げ額に10%増だったら1.1掛ける、10%減だと0.9掛けると。要するに掛けるので、いずれにしても上がるといった計算式を使用者側が例年使ってこられたんです。鉱工業生産指数は落ちているでしょうけれども、0.6とか0.7か、それでもその前年度に0.6とか0.7を掛けるので、いずれにしてもプラスの金額が出ると。それが19円だったそうです。

近藤委員

鉱工業の数字だけで当然これまでも決めてきたわけではないですけども、影響度というよりも、どちらかというと鉱工業の推移とかを使って上げるべき数字を審議してきたことを踏まえると、今年は過去にない上げ幅ですので、影響率が過去より超えてもいいと言うつもりはありませんが、大きくなるのは当然かと思っております。単年度で見ても、先ほど25円というお話がありましたが、当然マックス値という理解ですけども、あとは昨年度、本来上がるべきというのは言い過ぎかもしれませんが、16円という差が開いたまま過去に遡って論議するというのは、本日の最初の冒頭の審議でもありましたが、多分これはないことだと思っています。

あくまでも今年、昨年度の状況を踏まえて審議しないと、この格差は縮まらないだろうと思っております、絶対額を言うとあれですけども、そういったところも少し踏まえてほしいのと、もしあと1%踏み込めれば、逆に言えば地賃相当額まで上げられると考えるのであれば、そうすると逆に価格転嫁へつなげられる動きであったり、埼玉県電機の特定期間最賃の意義も見いだせるのではないかと思います。メッセージ的としても求められるのではないかと思います。影響率で言うなら、あと1%ちょっと御検討いただけないかと思います。

並木委員

この鉱工業生産指数、前年同月比プラス30、あくまでもコロナ期の前年ですよね。本当に平成最後の景気がいいときに比べて、それだけ日本、今、我々の電子・電機が元気かというのは、確かに明るい日差しが見えているのは共通の認識を持っております。いかがですか、景気は昔に戻っているのでしょうか。

ここで数字だけ、我々がよりどころにしている、いつも毎年の目安は私もいただいているのですが、それと確かに私自身が業務をしている実感とはまた違うのは事実です。これは私の感想です。皆さんは景気がいいと思われているのかもしれませんが、そこで上げることによっての影響率も無視できないというのも事実。このコロナ禍、去年今年、緊急のときに過去最高に上げるという判断は、正直、普通に考え

ると難しいのかと。

近藤委員

もともとの数年間は好景が続いていたと言われていますが、実感なき経済成長なんて言われていて、非常に緩やかな発展が長らく続いていたのかと私も思っていて、ただ一方、確かにバブルみたいな、そういった確実な実感はないかもしれないですが、例えば春闘の結果といったようなデジタルデータで確認しても、その数字は回復しているのではないかとは思いますが、春闘は、昨年と去年を加えるか、それとも経団連の調査の数字を使うかとかいろいろあると思いますが、決して悪い数字ではないというのも一方であるかと思っています。

並木委員

景気、いわゆるK字の、Kの下をどう見るかです。景気がいい会社で儲かっている会社は、人件費を増やしながら優秀な人材を、それは競争ですから当たり前でどんどん採って行って、業績をどんどん上げられればいいんでしょうけれども、なかなか急激に改善できない下のほうで苦戦している会社ですよね。少なくとも20%弱は影響を受ける方がいる。そういう意味では、収入の上がる方が20、経営者側もそれだけ苦しい環境にはなる。それを払うだけの仕事があるのかと。少なくとも我々は上げないと言っているのではなくて、それでも一応24プラスで、景気を見ながら28円の目安も考慮した上で、考えさせていただいているのはぜひ御理解いただきたいです。

霜垣委員

1点いいですか。指標というか、その辺の水準の考え方は、取りあえずこちらで議論した内容についてどうこうという話ではないですが、先ほどから言われている中小に対しての雇用の維持とか、事業の継続に関して、冒頭私から自社のパートさんの状況という話をさせていただきましたけれども、今の水準に魅力がないという判断で、実際にパートさんが転職されてしまう。雇用の維持、事業の継続には人も必要ですので、そこに対して働いている人に魅力がないと感じられてしまっているところを改善しなければいけない。人がいなくなることによる事業継続の問題点とかいった点はどのように考えますか。

並木委員

特賃の最低賃金を上げてしまうと、A社もB社もC社も一律アップになってしまいます。そういう意味では幾ら上げてても変わらないんです。優秀な人材が欲しくて頑張っているところは、そこは経営方針にもよるでしょうけれども、金額を上げざるを得ないですよ。当たり前ですけども、隣が時給100円で自分が90円だったら、やはり100円のところに、ほかにもいろいろな魅力のよさはあると思いますけど。ただそれでも、まずセーフティーネットも含めて最低賃金

の意味合いも含めて私はこう決めていると思っているので、競争力に勝っていくためにどんどん頑張っているところは、もっと支払うべきでしょうね。そのようにしないと最低賃金がみんな一律に上がってしまいますので。

霜垣委員

我々的に言えば、そういったなかなか上げにくいところについては、近藤からも話があったように、価格転嫁にどうしっかりと取り組んでいくのかといった点も考えていただきたい部分もありますし、あとは人の流出を防止する意味合いでも最低賃金を引き上げる意義は十分あると考えていますので、そういった点も逆に使側に対しては、考慮の一つのポイントとして考えていただきたいと思っているところもあります。

並木委員

人の流出という意味では、県から都とかでしょう。我々、埼玉県としては東京都に流れてしまうというのが一番、県内は同じ金額になるのであれでしょうけれども、県をまたいで他県への流出というのは事実あるでしょうね。

霜垣委員

今、並木さんが言われたように、東京への流出等を考えていった場合には、東京の地賃にどれだけ近づけるかといった点も踏まえての24円なのか、それか過去の事例とか今の実態を踏まえての24円なのか。今の話で、それを判断の一つに入れるとすれば、東京への人の流出も問題として踏まえるのであれば、もう少ししっかりと引き上げるべきではないかとも思えるんですけれども、そこはいかがですか。

並木委員

引上げ幅、額でしょうね。我々は今24円とお願いさせていただいているのですが、高ければ高いほど、表と裏が出てきてしまいます。お給料を払うほうの立場で我々は考えなければいけないので、その兼ね合いは非常に、どのくらい影響があるのかと言われてもお答えできないのが正直なところです。どれだけ経営にインパクトがあって、法律を守って、この最低賃金を支払わなければいけないという経営者たちにどれだけ影響があって苦しいのかというのは、このデータだけでは正直読み取れないので。

近藤委員

特定最低賃金の審議に当たっては、御承知というか、既にこの論議の中で認識されているのも感じているのですが、あくまでも個社の業績は見ないというような、当然、調子が悪いところ、いいところは都度都度変わっていくものだと思っておりまして、そういったこともあって過去その数字を一つのよりどころにして審議してきたのではないかという、過去の経緯も多少は踏まえたいと思うんです。とりわけコ

ロナで、上げたら厳しくなるというかそういった……。

並木委員 おっしゃるとおりだと思います。あとはその上げ幅ですね。

近藤委員 ちなみにこれでいいと思っているわけではなくて、単純にお聞きしたいのですが、例えば24円で、今の話だと引上げ額はマックス25円までは、鉱工業等の数字で単年度で25円は可能性としてあるというお話がまず1つあった上で、ただ、今抑えているのは、その影響度等を考慮した上だということなので理解しているのですが、例えば24円で20.1%、26円で20.1%という差はどう捉えられていますか。同じ影響率で24にした理由は何かあるのですか。

並木委員 おっしゃるとおり。これは正直、厳しいです。20.1の低い側を取っているのは事実です。我々の立場からすると当たり前ですね。

近藤委員 この影響率で論議をしてしまうと、どうしてもゼロの10%という他産業と比較して高い理由も、正直把握し切れないところでもありますので、むしろしっかりとした特定最低賃金のメッセージを出すべきではないかとも考えてしまうんです。特定最賃としてメッセージを出して、むしろこういったところの是正とか、価格転嫁へつなげる一助にしていこうというのも、少なくとも毎年地賃は上がっていきますので、そういった意味で、特賃のある意義を踏まえながらメッセージを持たせようとするのであれば、影響率で言うともうプラス1%ぐらいの御検討ができないかと強く思うところです。

並木委員 今は正直、地賃の28円をそのままスライドさせるという考えはないです。おっしゃった意味は非常に分かりますけれども、何も考えず28円上がったから28円でいいだろうという考えは、今の我々にはないです。

土屋部会長 それでは、この後は個別協議で。一旦休憩しましょう。

(個別協議)

(再開)

土屋部会長 部会を再開いたします。労使各委員には円滑な結論の取りまとめに御協力いただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、令和3年度の埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、引上げ額27円、引上げ率2.83%の時間額981円とすることで結論に至ったとい

うことでよろしいでしょうか。

並木委員

まず特定最賃の考え方をもう一回整理する必要があるのかと。この場で都度都度その状況に応じた議論よりは、どうしていくべきだというのも踏まえた上で、労使一緒に議論していくほうがもっとスムーズになるのではないかということが1つ。

それと今回、近藤委員ほか皆さんから来た、去年と合わせてその差を最賃、地賃と今の特定最賃の差をキープしたいというのも理解はできるのですが、今後、来年以降もその議論が、取りあえず去年と今年は異常事態であることを踏まえた上での判断だということを御理解いただいて、来年以降はまた別途、考えていただきたいと思っております。私からは以上です。

土屋部会長

労働者側から何かありますか。

近藤委員

先ほど今年は昨年度と足して考えるというのは、我々労側としても、あくまでも今年は特殊だというのは十分認識した上で、今回お話しさせていただいておりますので、こちらとしても認識がずれることはありません。また在り方等については、今後の全体会議等でされてくるのかと思っておりますので、そちらに沿ってまた真摯な論議ができればと思っております。以上です。

土屋部会長

それでは、採決に入りたいと思います。令和3年度の埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は時間額981円、発効日は令和3年12月1日とすることにつきまして、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

土屋部会長

それでは、読み上げてください。

室長補佐

読み上げます。令和3年9月17日、埼玉地方最低賃金審議会会長 佐野勝正殿。埼玉地方最低賃金審議会 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 土屋直樹。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年8月2日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、公益代表委員、佐野勝正、土屋直樹、満木祐子。労働者代表委員、近藤正人、霜垣謙一、西牧善信。使用者代表委員、白川進、並木浩、布川重行。

別紙、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業〔医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ〕、情報通信機械器具製造業または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。（1）18歳未満または65歳以上の者、（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃または片づけの業務、ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰めまたは運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間981円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和3年12月1日。

土屋部会長

ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

土屋部会長

それでは、原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審議会に提出することにいたします。

部会結審に際しまして、基準部長より一言御挨拶がございます。

労働基準部長

部会長報告の作成に当たりまして、一言御礼を申し上げます。ただ

いま本部会の最低賃金改正決定に係る部会長報告を全会一致でお取りまとめいただきました。誠にありがとうございます。

皆様には、コロナ禍の緊急事態宣言におきまして、審議の運営につきまして数々の御面倒をおかけしましたところでございますが、そのような中でも全会一致を見たことにつきましては、労使のイニシアチブをしっかりと発揮していただき、また公益の先生方には、その運営につきましては円滑に進めていただけたものと考えております。

改めまして、本日の審議について厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

土屋部会長

それでは、議事の2に移ります。その他です。

まず、委員の方々から何かありますか。よろしいでしょうか。
事務局から何かありますか。

室長補佐

今後の予定について申し上げます。令和3年9月29日午後2時30分から本審の委員に御出席いただき、第8回本審を14階会議室で開催する予定です。この本審において各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月18日に異議審を開催し、再審議を経まして、10月28日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日水曜日となります。以上です。

土屋部会長

ほかによろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。長時間真摯な協議をいただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —